

平成29年11月24日

総務大臣
野田 聖子 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照

答 申 書

平成29年9月29日付け諮問第3097号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款及び料金の変更の認可については、認可することは適当と認められる。
- 2 本件に関しては、次の点について東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社において十分な対応がなされるよう要望する。
 - (1) 電報サービス契約約款及び料金の変更に当たっては、事前の周知を十分行うこと。また、事前の周知等の状況によっては、必要に応じ受付時間等の変更の実施の延期も視野に入れて、利用者において混乱が生じないように対応すること。
 - (2) 上記契約約款及び料金の変更後においては、夜間受付による利用を希望する利用者に対し、夜間受付をインターネット接続で一元的に行っていることについて周知及び照会対応を適切に行うことで、利用者の円滑な電報利用を支援すること。
 - (3) (1)、(2)に関して、認可した日から受付時間等の変更の日までの間及びその後の当分の間、利用者対応の実施状況について、総務省に報告すること。
- 3 なお、提出された意見及びその意見に対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。